

います。その時期まで一応臨時的にも何とか一時的に溢水する雨水を解決しなければならぬということをございまして、この点につきまして今年度今回の補正によりまして、あの点の排水を一部暫定的に排水路をもう一つ造りまして、集中的に溢水する雨水を多少緩和したいという計画で予算に計上したいと思ひます。そういう点で根本的にやはり解決するということになりますと、いままいたように大きな管を入れまさんと流木がやはりつかえてしまひますので、そういう点いましてはなるべく辛抱いただく以外にやむを得ないんではないかと思ひております。

以上三点につきまして申上げましたが、答弁といたしたいと思ひます。

。議長(末次性男君) 衛生課長 斉藤多市君

。衛生課長(斉藤多市君) 自席からお許しをいただきますして、医療制度につきまして市長の補足説明をいたします。

ご質問の要点は三点あったかと思ひれますが、第一点の休日診療につきましては八月三日付で福生医師会に對しましてその診療依頼を

いたしておりますが、福生医師会ではその後総会を開きまして検討いたしました。その席での結論が得られませんが次回の総会において結論を出したいというようは意向を持っておるようでございます。

ご指摘のように実施に際しましては各市でやっておるように公報等でP、Rしながら実施していくわけですが、市長が先ほど申し上げましたように次回の総会で結論が得られますれば十二月の補正予算におきまして計上して実施に踏み切りたいと思ひております。なお開業医において実施できなかった場合には、福生、大聖、目白の三病院にこれを実施するように依頼したいと思ひます。

それから第二点の歯科医の問題でございますが、現在福生市には歯科医が十三ございまして、近隣市町村に比べましてかなりの数があるわけですが、ちなみに秋川市では五院、羽村町では四院、瑞穂町では五院と非常に少ないわけであり、それらの患者が福生市に治療に来ているに聞き及んでおります。

指定時間制の問題につきましては、医師の絶対数が全国的に足らないということ、それから一般治療に比べて歯の場合には一患者の治

療時間が非常に長いというふうなことで、指定時間制を取っておく
ようでございます。これもやはり患者のほうからの希望でそうした時
間指定制を取っているんで、歯医者さんのほうでは待つてもらってか
まわないですが、それでは四時間でも五時間でも待つてもらう問題が
できるんで患者の希望によってやっているんだというふうに聞き及んでお
ります。なお緊急の場合の痛みがひどくてどうしてもがまんできない
というよう場合には、割り込みをさせてもやっている医院が多いように
聞いております。

それから第三点の苦情相談につきましては、大きな市では市民相談
室がありますのでそこへ苦情を持ち込んで、それを各課に連絡し処
理しているように聞き及んでおりますが、福生市の場合では現段階
では衛生課の窓口によれらの苦情を言ってきただけだければ処置し
ていきたいと思います。

以上三点について簡単でございますが答弁といたします。

○六番(中曽根実君) 自席からお許し願います。

私の質問の第三点につきましては各担当課長諸氏より明解

○議長(米次性男君) 次に二十番 宮沢良一君

(二十番 宮沢良一君登壇)

○二十番(宮沢良一君) 貴重な時間と一般質問させていたしまして、ま
ことにありがとうございます。

私の一般質問はすでに通告とおり等一点は老人特別優遇制
度について、第二点として週休二日制についてですが、順を追って質問い
たいと思います。

最初に老人特別優遇制度について、毎年敬老の日を向かえるた
びに老人問題はもう一日だけの行事ではないといわれながら、時の経
過とともにいつしか老人の存在そのものが忘れられていくというのが
実状ではなかったかと思えます。約三十年後には六十五歳以上の人
口が現在の七百五十万人の倍以上千八百万人にも及ぶという、だれもが
好むと好まざるにかかわらず等しく避けられない老齡界への道を
確実に歩んでいることの自覚、そしてまた第二次世界大戦から終

戦の混乱期を乗り越え今日の文明、経済大国まで成長させた影には何といっても現在老人手帳を持つておられる先輩の力が大きいあることは忘れてならないと思います。これから合わせて社会の功労者である老人に対して積極的に手を差し伸べてもらいたい。そしてすべての老人が実りのある生活を営むことができるよう老人手帳を持つていられる人に対しては、本人が病気をしたりした場合には治療費や入院費等を当然、全額公費負担すべきだと思っておりますが、当局はどのようにお考えか担当所長にお尋ねしたい。

六十歳が仮に無理ならば六十五歳からの治療費を無料化の対象にしてほしいと強い市民の要望であります。この点市長はどのようにお考えかお答えいただきたい。

なぜならば成人病のほとんどが六十歳をピークに発病していること、また金の問題、そのほか家族に気がねなく療養できることが願いだからです。その他六十五歳からの老人に対して風呂代また調髪代、眼鏡、補聴器またマッサージあるいは帰省等の費用は半額と市で負担し、幅広い面から老人を特別優遇していく制度をぜひ推

福生市議会

進んでいたきたいと強く要望するものであります。その点も担当所長並びに市長にお伺いします。

前日敬老の日に参加させていただきました、そこで自分もこのお年寄りのようにと思う自覚と不安と緊張が入りまじり、逐次来賓のあいさつ等を伺いながら、とりわけ福祉事務所の人たちの真心からの接待が場内をあたたかく包み私も心救われろ思いをした。願わくば出席した全員の御年寄りが完璧な老人福祉制度の実現のもとに、心から余生を楽しい満足感あふれるそして明るさが会場一ぱいにみはざる日まで長生きしてほしいと心からお祈りしつつ重大な使命を強く感じながら帰ってまいりました。私は福祉は老人に始まり老人に帰するといっても過言ではないといわれておりますが、そのとおりであり、すでに老人福祉のあるべき方向は明らかにされ、もはや論議の段階は過ぎておる。ただ心のかよったあたたかい行政をと思うわけでございます。その他一人暮らしやまた寝たきり老人の最もほしいのはやさしく介護し、話し相手になつてくれる人、介添人であるが、それらの問題と老人問題は数多くあります。今回は先にも述べ

した点にしばらくして、ただ市当局の勇断に期待し次に移らせていたいただきます。

次に第二点の週休二日制でございますが、最近わが国におきまして週休二日制の段階的移行がはつきりとしてきています。すなわち労働省調査による四十六年度の週休二日制の実態によれば従業員三十人以上の民間企業五千社を対象で週休二日制を採用している企業六、五％、前年は四四％であります。千人以上の大企業では三七、八％、三十人以上九十九人の中小企業では三三％、前年は二四％が採用しています。調査の結果完全実施の企業は横ばいでありますが、各種採用の企業がふえており、最近では労働省が銀行界に週休二日制をアプローチしたのを初め、自治省でも地方公務員の週休二日制に対し、積極的に取り組むという方針が決定しておるようでございます。その内容は国家公務員が実施しない場合でも地方公務員が優先的に制度の採用に踏み切ることもあり得る。この点市長はどのようにお考えであるかお聞きたい。

また時間の短縮、週休二日制は若い労働者の強い欲望であり世界的に見ても大きな時代の流れであり、これに対処し得ない企業は求人対策、定着対策に障害をきたすことは必至だと思えます。都道府県議長会が調査による地方自治体の週休二日制実施状況の調査の結果によると愛媛県、三重県、高知県などの週休二日制の採用する自治体がふえてきております。愛媛県はくとし一月一日職員の勤務時間の割り振り等に関する規定に特例を設け、職員を二班に分け各週に週休二日制を実施し、ただ土曜日は職員の半人が一日勤務を住民サービスとはかることで出発した。その結果週休二日制に対する同県民の反応は県が四月十日に実施した県政モニターの回答によると、県民サービスが向上した六五、三％、サービスが低下した一三、五％、わからないが二一、二％、この制度に賛成が七五、七％、反対が九、四％、わからないが一四、九％と好評だという。県職員の八三、八％はこの制度を続けてほしいといい、愛媛県首脳部は県の実施した週休二日制度に問題点は何もなかったといっている。同県下では長浜町ら三町が実施し、県下七十一

市町村のうち四十四市町村が実施の検討を始めているということですが。なお高知県安田町では週休二日制を実施する一方、日曜日
も窓口を開き住民サービス向上に努力しているようですが、私はこの土
曜日、日曜日に窓口をあげ住民サービスをするということについて強い
関心があるものです。それは独身の人、またサラリーマンの多い団地等
におきまして、日曜日に市民課の窓口をあげてほしい。もしそれが無
理ならば土曜日を一日あけてほしいという声がかかり出ております。その
他市役所の出張所を設けてほしいとか要望があるわけでございます
が、私のいま一億総レジャーといわれ土曜日、日曜日となると一せいに海や
山を人で埋まり、車の洪水と現地に行ってもサービスが悪い、憤慨し
疲れて帰ってくるケースが多いようだが、むしろ土曜日、日曜日以外
を休みとして行くようにすれば、このようなレジャーのコントロールの役を
かう大きな役割にもなると思うが、この点市長はどのようにお考えで
しょうか。

関連があるので要旨を述べたいのですが、現在社会の進歩はあ
る面では人間の労働時間を短縮し、社会的、文化的活動の時

間を拡大する方向にあると思います。したがってレジャーの健全な活
用は大眾レジャー時代の到来とともに新しい社会、文化を創造
する大きな要素となり時代を築く青少年を中心に年齢を問わ
ずすべての市民が、また国民が社会的、文化的活動に自由に参加
し、レジャーを楽しみ、人間性豊かな社会生活ができるよう公営の
施設をふやし、たとえば家族ぐるみでレジャーを楽しむコミニティー
センター、またあるいは多摩川の自然環境等といかして多摩川
にボートと浮かべつりができるような市民のみんなが楽しめる場所
をどうしても造ってもらいたい。その点仮称市民体育館建設
等は市長の先見の明があると私は信ずるものであります。なお
一層市長におかれましては遊園地あるいは児童公園等のきめこまか
なものの設置こそ大事ではないかと思えます。小さな子供たちが安
全な場所で元気に遊べる場所をまず与え、少年には恵まれた環境で
健全なるからだづくりができる場所を与え、そして最終の総まとめ
と仮称市民体育館で、これが福生市からオリンピック選手をつくり
出そうではありませんか。いずれにしても週休二日制を語るときその

余暇対策も当然考えられまたその一端を少くばかり述べたわけですが、週休二日制実現前提条件としては、何点かにわたる問題点があると思います。前にも述べましたように世界的に見ても大きな時代の流れであり実施への検討を進めるべきだと私は確信するものでございます。

市長の賢明なご答弁をお願いいたしまして、私の一般質問といたします。（拍手）

○市長（石川常太郎君）　ご答弁を申し上げます。

第一点の老人特別優遇制度につきましてでございますが、まわめてけつこうはお考えをございまして今後われわれも老人になりますし、老人人口はますますふえますし、たいへんけつこうなことでございます。ただいま都のほうで七十歳からやっておりますし、来年の一月からは国のほうでこれをやるということになっております。五歳の先取りということでございます。私も調査いたしましたところ、六百名余りそのお年に該当する方六十六歳から六十九歳いらつしやるわけです。それを計算しますとなかなかどうもいまではむずかしいのではないかという

ふうにも考えるわけでございます。調整、あんま、マッサージ等についても同じわけでございますが、そのようなことでございまして、まわめてけつこうなことでございまして、われわれもいまだちにとはできませんけれども、よいご提案をございましてこれは一日も早く実現できるように努力はくたはいけないうふうに考えております。いろいろ内容のこまかい分析につきまして福祉事務所長からお答えを申し上げます。いずれにいたしましてものようなことをあげて提起していただいたことは非常にありがたいことと存じます。

週休二日制につきましてはお承知のとおり四国のほうで始まったわけでございます、ことに愛媛県におきましては盛んのようにございまして、われわれもこれにつきまして多少の関心を持っておりまして、その成果につきましてはいくつか調べておいたわけでございます。また十分なる分析はもちろんどちらにおきましてはできないこととでございます。しかし各会社等におきましては相当数そのような問題が進んでおります。また私どもでこれに踏み切るということとはどうしてできないわけでございますが、深い関心を持って研究をし、よいということならはいずれ踏

み切るような心構えをしていかねばいけないと、そしてそういう場合
合ももちろん市民がそのほうがよいんだということではないといけないわけ
でございしますので、先輩の市の様子と慎重に見聞をいたし、また
その他の専門家の意見、あるいは都庁、自治省の意見も十分に
これから勉強をさせていたいただきたいと思う次第でございます。

家族ぐるみのコミュニティーにつきましては、実は牛浜の福祉会館を
造ります際にも多少コミュニティー的の考え方を交えて造らせて
いただいたわけをございまして、このたびの体育館につきましては、コミュニ
ティー的の考え方を多少取り入れてやるわけをございます。今後の
建造物につきましてはすべてコミュニティーの考え方をもっと多分に取
り入れてまいらねばならないと考えております。今後造ります施
設と申しますと、たとえば公民館であるとか、あるいは市民会館、ある
いは図書館とか市ではなくてはならない施設を建設する場合にせひ
その地域のコミュニティーも兼ねるというような考え方をまいりたいと
思っているわけをございしますが、なかなか承知のような財政をござい
ますのでただちにはできませんで、実はただいまのところこれから議会と

ものமாகご研究いただきたいと思っっている次第でございしますが、来年
はどうしても学校の新設がございしますので、なかなか財政がたいへん
であると、どうしても公共の施設を建てるのは五十年項になってしま
うんではないかというふうに想像しているわけをございしますが、それらの
今後の計画につきましては、また議会側というふうにご相談申し上げ
まして、お知恵を拝借した上で決定したいと思ひますけれども、いま
までに申しましたように公共物を建てる場合にはすべてコミュニティーの
形式を取り入れていきたいと、なお現在までの体育館あるいは福祉会
館よりもより以上コミュニティー的の考え方を取り入れていきたいと考
えております。現在自治省におきましてもコミュニティーを非常に奨励
しているところをございまして、このような施設をあらこちらに造りまして、
そこをうまぬ市民のいろいろな意見とかお話し合いかほんとうの市を
形づくっていくんだというふうにわれわれもいろいろ啓蒙をされていくわけを
ございしますので、そのような考え方をまいりたいと思う次第でございま
す。

最初の老人問題につきまして担当課長よりお話を申し上げますの

でお聞き取りのほどとお願いたします。

。福祉事務所長（本林田猛君） 自席からお許しいただきまして、市長の答弁に対する補足説明と申し上げります。

一応現在の老人問題につきまして現在行なわれているもの、それからこれから行なわれるようにするもの等もあるわけをございます。それを簡単に説明申し上げていきたいと思ひます。現在七十歳以上の老人に対しては、東京都が国に先がかりまして昭和四十四年十二月から七十歳以上の助成に対しては、医療費の補助、助成を行なうておるわけをございます。これにつきましては大幅な所得制限もあるわけをございます。それを国が四十八年の一月一日から国も始めるといふようなことが決まったわけをございます。その間東京都におきましても本年の七月一日から所得制限を大幅にはずしまして、本人所得の非課税範囲につきましては無料であるということと現在実施しておるわけをございます。それから国の制度につきましても一月一日からいわゆる本人所得は所得税の非課税以下、それから配偶者までは扶養義務者の年間収入が五人を対象にいたしまして、

年収二百五十万円以下のものを対象とする制度が発足するわけをございますので、その国の制度が発足いたしますと事業費といひますか経費につきまして、市町村も一部分担しなければならぬといふふうなこともなつておるわけをございます。この事業費につきましては国が三分の二、東京都が六分の一、それからその区市町村が六分の一という費用がかかってくるわけをございます。それから事務費につきましては国が二分の一、各区市町村が二分の一と決つておるわけをございます。ただこの制度をございますけれども、まだ発足しておりませんのでこの点がどうかといふことは皆目不明でございますが、一応東京都の民生局の推定ではこの一月から三月一はの三カ月間の費用でも区を除いて市町村で負担する額が、これは一月の調査をございますので二月から医療費も上がっておりますから若干違つてくるかと思ひますが、この時点では約四千五百万円、三カ月間で市町村が負担しなければならぬといふような数字が出てきておるわけをございます。それからまたわかれの考えをいたしましては、この程度では七十歳以上でも東京都や国の制度から漏れた方があつたわけをございます。いわゆる所得

制限にひつかつた方が若干ありますので、その漏れた人も何とか東京
都に、また市でも考えなければならぬという現在の段階でございます。
さらに先ほど二十番議員さんが述べられました六十五歳以上公費
負担ということになりますと、大体私のほうでもどのくらい負担分が
かかるかということが全く不明でございます。したがつてまず私のほうと
いたしましてはこれからどの程度の財源を要するかということも、一応調
査する必要があるわけでございますので、現段階におきましては六十五
歳以上に対しましての医療費の公費負担ということとは、ちょっと無
理かと考えるわけでございます。なお七十歳以上を救済しない方に
対しまして、まず最初に考えなければならぬと考えているわけござ
います。それから六十五歳以上の老人に対しましてのいわゆる調髪
あんま等の半額負担でございますが、現在生活保護法におきましても
マッサージ、眼鏡等につきましても非常に厳格な規定があるわけござ
います。と申しますのはたとえば一つのマッサージにつきましても、そのす
るところによりまして社会復帰ができるかという点に重点が置かれて
おるわけでございます。これにつきましては医師の診断、嘱託医の

決定というふうな重大な形式を踏むわけでございます。この老人に対
しましてただちにこれらの半額の公費負担ということは国等も全然
考えておられないわけでございます。それの利用と調査、それからいう
ような問題につきまして、私どもといたしましては種々考えなければ
ならない時点に來ておりますが、先ほど言いました医療費と同じよう
に、どの程度ということがまだつかんでおりませんので、この段階を云々
ということはおれわれだけでは言えないわけであります。それからなお
まうの議案にも提案してありますが、老人福祉手当につきましても
六十五歳以上の寝たきり老人につきましては、手当を出そうという議
案も提案されておるわけでございますが、おれわれといたしましては先
ほど市長が述べましたように、こういう点につきましては十分考慮
いたしまして今後推進していきたいと考えております。

○議長（末次性男君） 二十番 宮沢良一君
○二十番（宮沢良一君） 自席でお許しを願います。

先ほど市長の答弁ではおかけ、こうですと、努力していかねけれ
ばということですが、もう一歩積極的に取り組んで何かいい方法を考

えていくほかない。このようなたゞ予算の面だけではなくて、そういう面
で私がたとえば例を出しますと、現在医療費は国保に入っている人は七
割負担、自己負担が三割のわけですが、その三割の自己負担を
さらにそれをして何%かをめんどろとみる。たとえば五〇%、あるいは
四〇%とか二〇%でも私は若い者と違って常に病気がちの老人
にとっては、健康管理の上からも何よりも力強いと思うわけです。
また皆保険も必ずしもかくあるということとを確信しておるわけでありま
す。したがって三割自己負担を、それをもう一ぺん検討していただい
てももちろん先ほどの所長の説明の中に七十歳以上の方がまた医
療費をもらっていない方があると、それは所得制限をそうなっているよ
思うんですけれども、やはり六十歳でもなお医療費にとかえているよ
うな人があるわけですね。せめて六十五歳の年齢からのその三割負
担を何%でもいいから市で負担していくというようは積極的な取
り組み方をぜひ一強く訴えたいと思うのをございます。その点も
う一ぺん一検討していただきたいと思うわけです。

それから週休二日制をございますけれども、週休二日制を提起して

検討していくという方法もありますけれども、一面では先ほど述べま
したように土曜日、日曜日の窓口をせめてあけてほしいという市民の
声が強いわけです。そういうことからいってまずせめて土曜日でも
市民サービスをやる、あるいは隔週でもいいからテスト的にやってみよう
というようは取り組み方をぜひ一この際検討してもらいたい。

それからもう一点は、いずれこれからレジャー時代になつてくろと思
います。アメリカ等は週休二日制とくろか週休三日、あるいは四日制
と実行しているような時代もあります。そういう時代におきま
して先ほど市長はコミュニティーセンターをもつとたくさん造つていこう
ということですが、方法として各地域ごとにコミュニティーセンターを造つ
てもらいたい。また多摩川を自然に戻して、そして昔のように市民
の全員が楽しめるむとが、そのような昔を取り戻すようなことに對し
てもう一ぺん具体的に答弁してもらいたいと思います。

。市長

(石川常太郎君) 答え申し上げます。

老人医療の問題をございますけれども、私たちといましてもよけ
いさあければそれに越したことはないわけをございますけれども、現